

**地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費
（令和3年度決算）**

平成26年4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も1.0%から2.2%に引き上げられております。その地方消費税交付金の増収分については、用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度鶴田町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	169,230 千円
【歳出】	社会保障施策に要する経費	1,005,637 千円

（単位：千円）

区分	事業名	令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業（老人福祉費）	165,929	1,096	0	603	54,239	109,991
	障害者福祉事業（心身障害者福祉費）	452,022	348,595	0	1,951	33,514	67,962
	児童福祉事業（乳幼児・子ども医療給付事業費）	38,209	9,318	0	96	9,510	19,285
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	93,923	68,972	0	0	8,240	16,711
	介護保険特別会計繰出金	204,588	24,371	0	0	59,519	120,698
	後期高齢者医療特別会計繰出金	50,966	38,225	0	0	4,208	8,533
計		1,005,637	490,577	0	2,650	169,230	343,180

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※端数調整の関係上、合計が一致しない場合があります。